

◎新潟県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和6年1月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 妙高都市計画道路
- (2) 名称 3・4・2号 石塚町学校町線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・2号 石塚町学校町線
 - ア 追加する部分
妙高市学校町の一部
 - イ 削除する部分
妙高市小出雲一丁目、小出雲二丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和6年1月12日
至 令和6年1月26日
- (2) 場所
 - ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 妙高市栄町5番1号（〒944-8686）
妙高市役所建設課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

妙高市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和6年1月26日（金）（必着のこと。）